

岡山市低所得世帯向け

認可外保育施設利用料給付のご案内

経済的な負担を軽くし、お子様を保育園に預けやすい環境を整え、保護者の就労などを応援するため、認可外保育施設等の利用料の一部を給付します。【岡山市独自給付】



●対象者

次の①～④の要件に、すべて該当する方が対象です。

■ ①	以下の認可外保育施設等を、 <u>月単位で継続的に利用</u> している。 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業 <input type="checkbox"/> 岡山市特認登録保育施設 <input type="checkbox"/> 私立幼稚園預かり保育等	
■ ②	<u>0～2歳児クラス</u> に在籍している。	
■ ③	市町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯である。※ (ひとり親世帯等の場合は77,101円未満) 又は家計急変に伴う所得の減少により、低所得世帯(年収360万円未満世帯)に準じる所得となった世帯である。	市町村民税非課税世帯は、本給付の対象外(幼児教育・保育無償化制度の対象のため)
■ ④	認可保育園、認定こども園等の保育利用を申し込んでい るが、 <u>利用調整の結果、未入園の状態が続いている</u> 。	内定を辞退した場合は、本給付の対象外

※政令指定都市は市県民税所得割の標準税率が変更(市民税：6%→8%、県民税：4%→2%)されているため、算定においては従来の6%で算出した額を用います。

●対象となる利用料

認可外保育施設等の利用料

※対象となる利用料には、給食費、通園費、行事費、その他実費(日用品代、制服代等)は、含まれません。

●給付の対象期間

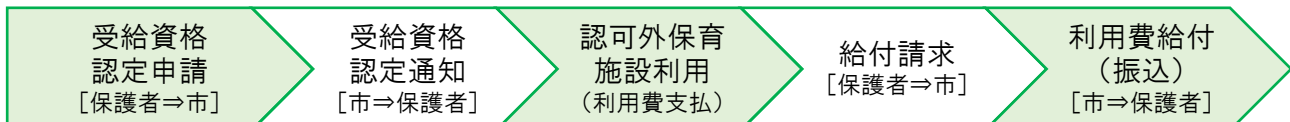
令和6年12月利用分まで

●給付額

以下の計算式により算出した額と、月額上限とを比較して、低いほうの額を給付します。

(ア) 認可外保育施設等に 支払った利用料 (月額)	—	(イ) 認可保育園等を利用した場合に 必要となる利用者負担額 (月額)	=	(ア)－(イ) 給付額 [月額上限：21,000円]
-------------------------------------	---	--	---	---

●手続きの流れ



※ 給付請求の受付締切は、令和7年2月末までとなります。

お問い合わせ先

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 就園管理課
電話 (086)－803－1432